

平成 25 年 10 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 18 号

恵比寿ネオナート

ジャパン・ホテル・リート投資法人

代表者名 執行役員

伊佐 幸夫

(コード番号 : 8985)

資産運用会社名

ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 鈴井 博之

問合せ先 取締役経営企画室長 有働 和幸

TEL : 03-6422-0530

規約変更及び役員の選任に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり規約の一部変更及び役員選任に関して、平成 25 年 11 月 28 日開催予定の本投資法人の第 6 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約の一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

(1) 第 6 条、第 38 条、附則関係

平成 25 年 6 月 19 日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）により投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）が改正されたことにより、投資法人が投資主との合意により自己投資口を有償で取得することが可能となったことに伴い、当該改正が施行された場合に備えて、本投資法人による自己投資口の取得を可能とする規定（第 6 条第 4 項）を新設し、必要な規定の整備を行うものです。

なお、現時点において、上記行為を実施する予定はありません。

(2) 第 17 条関係

投資主総会の決議によって、規約で規定する役員の任期を短縮することを可能とするための規定を設けるものです。

(3) 第 28 条関係

投資対象資産の種類及び範囲を明確化し、これに伴い必要となる規定の整備を行うものです。

(4) 第 32 条関係

社団法人投資信託協会が平成 25 年 1 月 4 日付で社団法人から一般社団法人に移行したことに伴い、修正を行うものです。

(5) 第 34 条関係

金銭の分配について、一般社団法人投資信託協会の規則が一部改正されたことに伴い、主に利益の金額を超えた

金銭の分配に関する規定を修正するものです。

(6) 第36条関係

投資主利益に最大限配慮した資産運用報酬体系とするために、分配金に連動した資産運用報酬を新たに導入することにあわせて、既存の資産運用報酬の料率について一部見直しを行うとともに、資産運用報酬の算定基礎となる主たる投資対象資産について整備を行うために修正を行います。

(7) その他

字句等の修正を行うとともに、条項数の整備等のために、所要の変更を行います。

2. 役員選任について

執行役員伊佐幸夫、監督役員松澤宏及び御宿哲也は、平成26年3月31日で任期満了となります。平成25年11月30日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会におきまして改めて執行役員1名、及び監督役員2名の選任について議案を提出いたします。なお、執行役員及び監督役員の任期は、本投資法人の現行規約の定めにより、平成25年12月1日より2年となります。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任について議案を提出いたします。なお、補欠執行役員候補者鈴井博之は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。

- (1) 執行役員候補者
伊佐 幸夫 (重任)
- (3) 監督役員候補者
松澤 宏 (重任)
御宿 哲也 (重任)
- (3) 補欠執行役員候補者
鈴井 博之 (新任)

(役員選任の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 本投資主総会等の日程

平成25年10月24日	本投資主総会提出議案の役員会承認
平成25年11月13日	本投資主総会招集通知の発送（予定）
平成25年11月28日	本投資主総会（予定）

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.co.jp/>

【別紙添付】 第6回投資主総会招集ご通知

(証券コード:8985)
平成25年11月13日

投資主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート
ジャパン・ホテル・リート投資法人
執行役員 伊佐幸夫

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年11月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。議案につき賛否の表示がない議決権行使書面を提出された場合は、当該議案について、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成25年11月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所： 東京都中央区京橋一丁目10番7号
K P P八重洲ビル13階 A P 東京八重洲通り
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員2名選任の件

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により、議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ホームページ (<http://www.jhrth.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第6条、第38条、附則関係

平成25年6月19日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）により投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）が改正されたことにより、投資法人が投資主との合意により自己投資口を有償で取得することが可能となったことに伴い、当該改正が施行された場合に備えて、本投資法人による自己投資口の取得を可能とする規定（第6条第4項）を新設し、必要な規定の整備を行うものです。

なお、現時点において、上記行為を実施する予定はありません。

(2) 第17条関係

投資主総会の決議によって、規約で規定する役員の任期を短縮することを可能とするための規定を設けるものです。

(3) 第28条関係

投資対象資産の種類及び範囲を明確化し、これに伴い必要となる規定の整備を行うものです。

(4) 第32条関係

社団法人投資信託協会が平成25年1月4日付で社団法人から一般社団法人に移行したことに伴い、修正を行うものです。

(5) 第34条関係

金銭の分配について、一般社団法人投資信託協会の規則が一部改正されたことに伴い、主に利益の金額を超えた金銭の分配に関する規定を修正するものです。

(6) 第36条関係

投資主利益に最大限配慮した資産運用報酬体系とするために、分配金に連動した資産運用報酬を新たに導入することにあわせて、既存の資産運用報酬の料率について一部見直しを行うとともに、資産運用報酬の算定基礎となる主たる投資対象資産について整備を行うために修正を行うものです。

(7) その他

字句等の修正を行うとともに、条項数の整備等のために、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更しようとするものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2章 投資口</p> <p>(発行可能投資口総口数)</p> <p>第6条 本投資法人の発行可能投資口総口数は、20,000,000口とする。</p> <p>2.～3. (記載省略) (新設)</p>	<p>第2章 投資口</p> <p>(発行可能投資口総口数等)</p> <p>第6条 本投資法人の発行可能投資口総口数は、20,000,000口とする。</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の自己の投資口を有償で取得できるものとする。</u></p>
<p>第4章 執行役員及び監督役員</p> <p>(執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>第17条 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めのない限り、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>	<p>第4章 執行役員及び監督役員</p> <p>(執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>第17条 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めのない限り、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、<u>投資主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げないものとする。また、</u>補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>
<p>第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p>(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第28条 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p>	<p>第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p>(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第28条 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2．本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産（権利を表示する証券が発行されていない場合を含む。）に投資する。</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>(3) 有価証券 <u>（投信法に定めるものをいう。但し、本項で別途明示的に記載されるものを除く。）</u> (新設)</p>	<p>2．本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産（権利を表示する証券が発行されていない場合を含む。）に投資する。</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 有価証券</p> <p>① <u>本条第1項(1)又は(2)①乃至④までに掲げる資産に投資することを目的とする特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。）の発行する特定社債券</u></p> <p>② <u>本条第1項(1)又は(2)①乃至④までに掲げる資産に投資することを目的とする特定目的会社、特別目的会社その他これらに類する形態の法人等に対する貸付債権等の金銭債権（以下「不動産関連ローン等金銭債権」という。）を主として信託財産とする信託の受益権又は不動産関連ローン等金銭債権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>③ <u>不動産関連ローン等金銭債権に投資することを目的とする特別目的会社その他これに類する形態の法人が発行する社債券</u></p> <p>④ <u>本号①乃至③までに掲げるものの以外の有価証券（投信法に定めるものをいう。但し、本項で別途明示的に記載されているものを除く。）</u> (現行どおり)</p>
(4) (記載省略)	

現 行 規 約	変 更 案
(5) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。但し、本項で別途明示的に記載されるものを除く。） (新設)	(5) 金銭債権 ① 不動産関連ローン等金銭債権 ② 本号①に掲げるもの以外の金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。但し、本項で別途明示的に記載されるものを除く。）
(6)～(8)（記載省略）	(6)～(8)（現行どおり）
3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、以下の資産に投資する。	3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、以下の資産に投資する。
(1)～(9)（記載省略）	(1)～(9)（現行どおり）
(10) 信託財産として第1号ないし前号を信託する信託の受益権（不動産等と併せて信託する包括契約を含む。）	(10) 信託財産として第1号乃至前号を信託する信託の受益権（不動産等と併せて信託する包括契約を含む。）
(11)～(12)（記載省略） (資産評価の方法、基準及び基準日)	(11)～(12)（現行どおり） (資産評価の方法、基準及び基準日)
第32条 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。	第32条 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の規則等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第28条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの） 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定する。但し、設備等部分については、正当な事由により定額法による算定が適當ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項第2号③に定めるもの） 原則として、信託財産が(1)に掲げる資産の場合は(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第28条第1項第1号、第2号①及び②に定めるもの） 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定する。但し、設備等部分については、正当な事由により定額法による算定が適當ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項第2号③に定めるもの） 原則として、信託財産が(1)に掲げる資産の場合は(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (第28条第1項第2号④に定めるもの)</p> <p>原則として、信託財産の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は、(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (第28条第1項第2号④に定めるもの)</p> <p>原則として、信託財産の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は、(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>
<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分 (第28条第1項第2号⑤に定めるもの)</p> <p>匿名組合出資持分の構成資産が(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分 (第28条第1項第2号⑤に定めるもの)</p> <p>匿名組合出資持分の構成資産が(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 信託財産を主として不動産及び <u>第28条第1項第2号③に掲げる</u> 財産に関する匿名組合出資持分 に対する投資として運用すること を目的とする金銭の信託の受 益権（第28条第1項第2号⑥に 定めるもの）</p> <p>原則として、信託財産である匿 名組合出資持分について(4)に 従った評価を行った上で、これ らの合計額から負債の額を控除 して当該信託受益権の持分相当 額を算定した価額とする。</p> <p>(6)～(10)（記載省略）</p> <p>(11) その他</p> <p>上記に定めがない場合には、投 資信託協会の評価規則に準じて 付されるべき評価額又は一般に 公正妥当と認められる会計基準 により付されるべき評価額を もって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する 目的で、前項と異なる方法で評価す る場合には、下記のように評価する ものとする。</p> <p>(1) （記載省略）</p>	<p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号⑥に定めるもの）</p> <p>原則として、信託財産である匿名組合出資持分について(4)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(6)～(10)（現行どおり）</p> <p>(11) その他</p> <p>上記に定めがない場合には、投資信託協会の評価規則等に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>3. (記載省略) (金銭の分配の方針)</p> <p>第34条 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剩余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3) (記載省略)</p>	<p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり) (金銭の分配の方針)</p> <p>第34条 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剩余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従つて計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、<u>決算期に計上する減価償却額に相当する金額</u>を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p>	<p>(4) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（投資信託協会の規則等を含む）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p>
<p>(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(5) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)</p> <p>第36条 本投資法人が、運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次のとおりとする。</p> <p>1. 報酬体系</p> <p>(1) 運用報酬 1 本投資法人が保有する総資産（＊）の各営業期間中の3月、6月、9月の各末日及び各営業期間の決算期（以下「計算基準日」という。）に、年率0.4%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じ、1年365日として前計算基準日（同日を含まない。）から当該計算基準日（同日を含む。）までの日数（以下「対象日数」という。）により日割計算した金額（円単位未満切捨て）とする。なお、平成24年6月末日を基準日とする運用報酬1の計算において適用される<u>対象日数は、平成24年4月1日から同年6月末日までの91日</u>とする。 （＊）総資産とは、現預金残高・有価証券残高・有形固定資産・無形固定資産の合計をいう。</p>	<p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)</p> <p>第36条 本投資法人が、運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次のとおりとする。</p> <p>1. 報酬体系</p> <p>(1) 運用報酬 1 本投資法人が保有する総資産（＊）の各営業期間中の3月、6月、9月の各末日及び各営業期間の決算期（以下「計算基準日」という。）に、年率0.35%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じ、1年365日として前計算基準日（同日を含まない。）から当該計算基準日（同日を含む。）までの日数（以下「対象日数」という。）により日割計算した金額（円単位未満切捨て）とする。なお、平成25年12月末日までを基準日とする運用報酬1の計算において適用される年率は0.4%を上限とする。</p> <p>（＊）総資産とは、現預金残高・有価証券残高・有形固定資産・無形固定資産の合計をいう。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 運用報酬 2</p> <p>毎年6月末日及び12月末日を最終日とする各6ヶ月における本投資法人の各営業期間におけるNOI (Net Operating Income)に1.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。<u>なお、平成24年6月末日を最終日とする運用報酬2においては、平成24年4月1日から同年6月末日までの91日におけるNOIに当該料率を乗じた金額とする。</u></p> <p>(*) NOIとは当該物件にかかる<u>賃貸事業収入</u>の合計から<u>賃貸事業費用</u>（減価償却費を除く。）の合計を控除した金額をいう。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 運用報酬 2</p> <p>毎年6月末日及び12月末日を最終日とする各6ヶ月における本投資法人の各営業期間におけるNOI (Net Operating Income)に1.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(*) NOIとは当該物件にかかる<u>不動産運用収入</u>の合計から<u>不動産運用費用</u>（減価償却費を除く。）の合計を控除した金額をいう。</p> <p>(3) 運用報酬 3</p> <p><u>本投資法人の各営業期間にかかる運用報酬3控除前分配金額</u> <u>(*) を毎年12月末日における発行済投資口の総数で除した金額</u>（円単位未満切捨て）に <u>43,000</u>（但し、投資口が分割された場合、43,000に分割割合 <u>(**)</u>を乗じた数値とし、複数回の投資口の分割がされた場合には、同様の処理を繰り返すものとする。）を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する係数を乗じた金額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 取得報酬</p> <p>不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得価額（建物にかかる消費税等（第39条に定義する。以下同じ。）相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に0.75%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。但し、当該不動産等をスポンサー関係者から取得した場合においては、当該不動産等をスポンサー関係者以外から取得した場合に適用されるべき料率から0.25%引き下げた料率を適用するものとする。</p>	<p><u>(*) 運用報酬3控除前分配金額とは、本投資法人の各営業期間に係る分配金額として第34条第1項に規定する金額（但し、法人税、住民税及び事業税、法人税調整額、運用報酬3及びこれにかかる控除対象外消費税等控除前）をいうものとする。</u></p> <p><u>(**) 分割割合とは、分割後の発行済投資口の総数を、分割前の発行済投資口の総数で除した割合をいう。</u></p> <p><u>なお、本号は平成26年12月期から適用する。</u></p> <p>(4) 取得報酬</p> <p>不動産<u>関連資産</u>を取得した場合、当該不動産<u>関連資産</u>の取得価額（建物にかかる消費税等（第39条に定義する。以下同じ。）相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に0.75%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。但し、当該不動産<u>関連資産</u>をスポンサー関係者から取得した場合においては、当該不動産<u>関連資産</u>をスポンサー関係者以外から取得した場合に適用されるべき料率から0.25%引き下げた料率を適用するものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 謾渡報酬</p> <p>不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡価額（建物にかかる消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。）に0.5%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。但し、当該不動産等をスポンサー関係者に譲渡した場合においては、当該不動産等をスポンサー関係者以外に譲渡した場合に適用されるべき料率から0.25%引き下げた料率を適用するものとする。</p>	<p>(5) 謾渡報酬</p> <p>不動産<u>関連資産</u>を譲渡した場合、当該不動産<u>関連資産</u>の譲渡価額（建物にかかる消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。）に0.5%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。但し、当該不動産<u>関連資産</u>をスポンサー関係者に譲渡した場合においては、当該不動産<u>関連資産</u>をスポンサー関係者以外に譲渡した場合に適用されるべき料率から0.25%引き下げた料率を適用するものとする。</p>
<p>(5) 合併報酬</p> <p>本投資法人が行う合併において、資産運用会社が本投資法人の合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、本投資法人が当該相手方の保有する資産を合併により承継した場合には、本投資法人は資産運用会社に対し、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、合併報酬を支払う。かかる報酬は本投資法人が承継する不動産等の合併時における鑑定評価額に0.25%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額とする。</p>	<p>(6) 合併報酬</p> <p>本投資法人が行う合併において、資産運用会社が本投資法人の合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、本投資法人が当該相手方の保有する資産を合併により承継した場合には、本投資法人は資産運用会社に対し、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、合併報酬を支払う。かかる報酬は本投資法人が承継する不動産<u>関連資産</u>の合併時における（鑑定）評価額に0.25%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>なお、資産運用会社は上記(1)乃至(5)の報酬以外には、宅地建物取引業法第46条に定める代理、媒介に関する報酬の支払は受けないものとする。</p> <p>2. 報酬の支払時期 資産運用会社との合意の上で定める一定の期日までに一定期間分を一括又は分割して支払う。具体的には次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略) (新設)</p>	<p>なお、資産運用会社は上記(1)乃至(6)の報酬以外には、宅地建物取引業法第46条に定める代理、媒介に関する報酬の支払は受けないものとする。</p> <p>2. 報酬の支払時期 資産運用会社との合意の上で定める一定の期日までに一定期間分を一括又は分割して支払う。具体的には次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり) <u>(3) 運用報酬 3</u> <u>毎年6月末日後3ヶ月以内に仮払運用報酬3を、毎年12月末日後3ヶ月以内に運用報酬3から仮払運用報酬3（＊）を控除した残額を支払い、仮払運用報酬3が運用報酬3を超える場合は、毎年12月末日後3ヶ月以内に当該超過額を払い戻す。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 取得報酬 取得日の属する月の翌月末日までに支払う。</p> <p>(4) 譲渡報酬 譲渡日の属する月の翌月末日までに支払う。</p> <p>(5) 合併報酬 合併の効力発生日後3ヶ月以内に支払う。</p>	<p><u>(*) 仮払運用報酬3とは、毎年6月末日を最終日とする6ヶ月間にかかる税引前中間純利益（但し、仮払運用報酬3及びこれにかかる控除対象外消費税等控除前）を当該6月末日における発行済投資口の総数で除した金額（円単位未満切捨て）に43,000（但し、投資口が分割された場合、43,000に分割割合（**）を乗じた数値とし、複数回の投資口の分割がされた場合には、同様の処理を繰り返すものとする。）を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する係数を乗じた金額をいうものとする。</u></p> <p><u>(**) 分割割合とは、分割後の発行済投資口の総数を、分割前の発行済投資口の総数で除した割合をいう。</u></p> <p>(4) 取得報酬 取得日の属する月の翌月末日までに支払う。</p> <p>(5) 譲渡報酬 譲渡日の属する月の翌月末日までに支払う。</p> <p>(6) 合併報酬 合併の効力発生日後3ヶ月以内に支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(諸費用の負担)</p> <p>第38条 本投資法人は、運用資産に関する公租公課及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用、並びに資産運用会社がかかる費用を立替えた場合において資産運用会社から当該立替金の遅延利息又は損害金の請求があったときはかかる遅延利息又は損害金を負担する。</p> <p>2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。</p> <p>(1) 投資口の発行及び上場に関する費用</p> <p>(2)～(11) (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(諸費用の負担)</p> <p>第38条 本投資法人は、運用資産に関する公租公課及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用、並びに資産運用会社がかかる費用を立替えた場合において資産運用会社から当該立替金の遅延利息又は損害金の請求があったときはかかる遅延利息又は損害金を負担する。</p> <p>2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。</p> <p>(1) 投資口の発行、<u>自己投資口の取得</u>及び上場に関する費用</p> <p>(2)～(11) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(改正の効力発生時期)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6条第4項の新設及び第38条第2項第1号にかかる改正は、投資法人の投資主との合意による自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員伊佐幸夫は、平成26年3月31日で任期満了となります。が、平成25年11月30日をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。執行役員の任期は、本投資法人現行規約の定めにより、平成25年12月1日より2年となります。

なお、本議案は、平成25年10月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものであります。また、当該執行役員候補者からは平成25年10月24日付で就任の承諾を得ております。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
(い　さ　ゆ　き　お) 伊　佐　幸　夫 (昭和24年1月6日)	昭和46年4月 日本電子株式会社 入社 昭和48年5月 社団法人京都市観光協会 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 入社 昭和51年7月 ハイアット・ホテル・シンガポール社 入社 同社 セールスマネージャー 昭和53年9月 同社 リージョナル・セールスマネージャー 昭和57年6月 Hyatt Hotels Chain Service Ltd. 東京支店長 (ハイアット・ホテルズ・マーケティング本部) 昭和60年4月 同社マーケティング部長 平成元年11月 日本ハイアット株式会社 転籍 同社 取締役 平成13年4月 同社 取締役副社長 平成24年4月 ジャパン・ホテル・リート投資法人 執行役員 就任 (現職)

- (注) 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口72口を所有しております。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の職務執行を行っております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員松澤宏及び御宿哲也は、平成26年3月31日で任期満了となります。平成25年11月30日をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いするものであります。監督役員の任期は、本投資法人現行規約の定めにより、平成25年12月1日より2年となります。

当該監督役員候補者からは、平成25年10月24日付で就任の承諾を得ております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
1	(まつざわ ひろし) 松澤 宏 (昭和18年6月26日)	昭和41年4月 昭和63年5月 平成元年12月 平成3年5月 平成5年1月 平成7年6月 平成11年7月 平成13年9月 平成16年5月 平成24年4月	三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 同行 横須賀支店長 同行 梅田支店長 同行 投資顧問部長 同行 年金運用部長 日本国土開発株式会社 入社 同社 常務取締役 中央三井アセットマネジメント株式会社 （現三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社）入社 同社 常務取締役 同社 代表取締役社長 プレミア投資法人 執行役員 就任 ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督 役員 就任（現職）

- (注) 1. 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
2	御宿 哲也 <small>(みしく てつや)</small> <small>(昭和40年5月30日)</small>	平成5年4月 平成12年12月 平成14年9月 平成14年10月 平成15年11月 平成17年6月 平成17年11月 平成17年12月 平成19年3月 平成20年4月 平成20年10月 平成22年8月 平成22年9月 平成23年2月 平成23年8月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 飯沼総合法律事務所入所 同法律事務所パートナー 中央大学兼任講師 総務省「公共ITサービスガイドライン研究会」メンバー 静岡県弁護士会に登録変更・あおば法律事務所パートナー 株式会社ビック東海 非常勤監査役 就任（現職） 日本ホテルファンド投資法人（現ジャパン・ホテル・リート投資法人） 監督役員就任（現職） 株式会社エーツー 非常勤監査役 就任 株式会社ヒーリングエンターテイメント 非常勤監査役 就任（現職） 一般財団法人マルチメディア振興センター 「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」認定審査委員会 審査委員委嘱候補委員 就任（現職） 総務省「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議」委員 就任（現職） 葵タワー法律事務所（現御宿・長町法律事務所） 代表 就任（現職） 株式会社小池弥太郎商店 社外監査役 就任（現職） 総務省「クラウドサービス利用者の権利保護のあり方検討委員会」副主査 就任（現職） 株式会社エーツー 社外取締役 就任（現職）

- (注) 1. 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、御宿・長町法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
4. 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成25年10月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものであります。

また、当該補欠執行役員候補者からは、平成25年10月24日付で就任の承諾を得ております。

なお、当該補欠執行役員候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に限り、役員会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
(すずい ひろゆき) 鈴井博之 (昭和36年4月21日)	昭和59年4月 ワールド・ピーアール株式会社 入社
	昭和62年4月 牟田会計事務所 入社
	昭和63年9月 KPMG国際税務部 東京事務所／スペイン・マドリッド事務所 入社 マネジャー
	平成8年6月 サン・マイクロシステムズ株式会社 入社 経理財務本部統括部長
	平成16年7月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社 入社 経理部 コントローラー
	平成16年10月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社 出向
	平成17年10月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社 取締役就任
	平成19年4月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社 代表取締役就任
	平成19年8月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 執行役員就任
	平成24年4月 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 就任（現職）

- (注) 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口100口を所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役です。
- その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

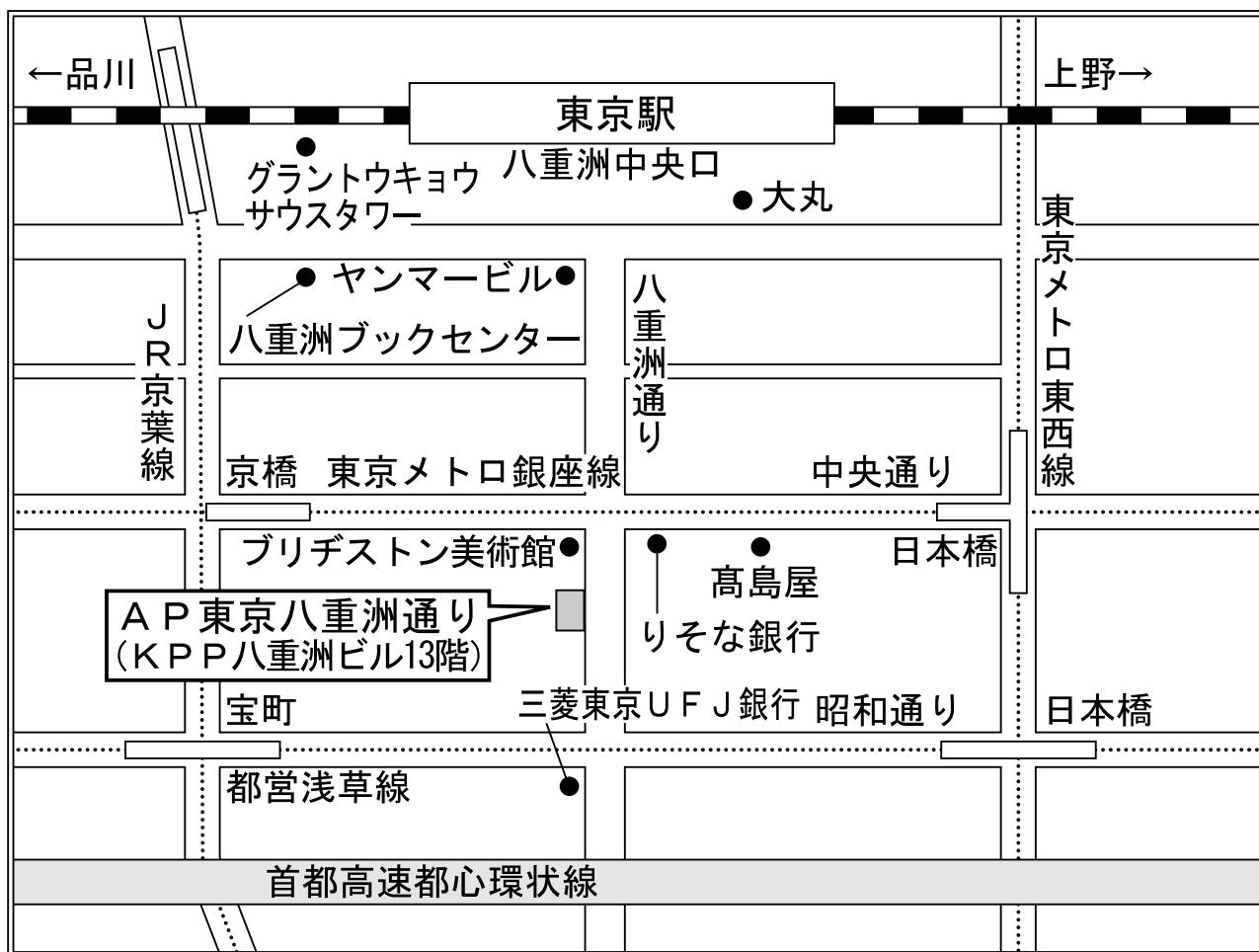
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、前記の第1号議案ないし第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目10番7号
K P P八重洲ビル13階
A P 東京八重洲通り
電話 03-6228-8109



〈交通のご案内〉

- JR東京駅（八重洲中央口）より徒歩6分
- 東京メトロ銀座線 日本橋駅より徒歩5分・京橋駅より徒歩4分
- 都営浅草線 宝町駅より徒歩4分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。